

**新型コロナウイルス感染症で影響を受ける
事業者、県民の皆様へ
(支援制度のご案内)**

令和2年4月23日現在

福井県産業労働部

目次

売上減少にお困りの方

- 新型コロナウイルスの影響で、経営に不安があります P 1
- 専門知識をもった専門家を派遣してほしい P 3
- 売上が減少して先々の資金繰りに不安がある P 4
(福井県経営安定資金(新型コロナウイルス対策分)、福井県新型コロナウイルス感染症対応資金)
- 農林漁業の資金繰りに困っている(農林漁業セーフティネット資金) P 6
- 厳しい状況を乗り越えるための販売促進などに支援がほしい P 7
(小売・サービス業者等による事業強化緊急支援補助金)
- 売上が減少していて、事業が継続していけるか不安(持続化補助金) P 8
- 県の休業要請に協力した場合に支援がほしい(中小企業休業等要請協力金) P 9
- 新しくテイクアウト販売やデリバリーを始めたい P10
(小規模事業者テイクアウト・デリバリー参入促進事業)

会社や店舗の休業をお考えの方

- 従業員の休業手当などの支払いに困っている P11
(雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、雇用維持緊急助成金)
- 休業中に従業員に教育訓練を受けさせたい(特別在職者訓練) P12
- フリーランスとして働いてるが、臨時休校などで仕事ができなくて困っている P13
(小学校休業等対応支援金)
- 臨時休校などで従業員が仕事を休む時の給料の支払いに困っている P14
(小学校休業等対応助成金)

税金や公共料金の支払いにお困りの方

- 新型コロナウイルスの影響により、税の納付に困っている P15
- 期限内の税の申告ができない P16
- 固定資産税や都市計画税を払えない P17
- 新型コロナウイルスの影響による損失があり、法人税の還付を受けたい P18
- 工業用水や下水道使用料の支払いをまってほしい P19

従業員の働き方を見直したい方

- テレワークを導入したいけど、何から始めればいいのかわからない P20
- テレワークを導入するための支援がほしい P21
(働き方改革推進支援助成金、IT導入補助金)
- テレワークの導入に対する県の支援はないのか (テレワーク奨励金制度) P22

仕事や学校の休業でお困りの方

- 家計に対する支援がほしい (特別定額給付金) P23
- 休業や失業で働けず、生活資金に困っている (生活福祉資金貸付制度) P24
- 臨時休業などで仕事を休まなければならない、生活資金に困っている P26
(勤労者ライフプラン資金貸付)

海外事業でお困りの方

- 海外でのビジネスに関して、現地の情報が知りたい P27
- 輸出入が遅れた場合の手続きを知りたい P28
- 海外への販路開拓のため、越境ECで海外に商品を販売したい P29
(JAPANMALL事業、中小企業経営活動緊急支援事業)
- 伝統的工芸品の原材料価格が高騰して困っています P31
(伝統工芸原材料確保支援事業)
- 新たに取り組む海外企業が信用できるか心配 (海外の企業信用調査) P32
- 外国人労働者等の在留資格の取扱いに配慮してほしい P33

感染終息後の事業展開をお考えの方

- クラウドファンディング等で資金を集める場合に支援してほしい P34
(クラウドファンディング等を活用した事業継続応援プロジェクト補助金)
- 部品や材料の調達ができなくて困っています (新規取引先開拓支援補助金) P35
- 海外や県外の取引を見直し、県内で部品の調達や加工先を探したい P36
(中小企業取引情報提供事業)
- 新幹線開業に向けて、店舗改装や土産品開発の支援がほしい P37
(おもてなし産業魅力向上支援事業補助金)
- 設備投資や販路開拓などの取組みを支援してほしい P38
- 事業継続のための計画を策定したい (企業連携地域防災力向上事業) P39

新型コロナウイルスの影響で、経営に不安があります。

〔経営相談窓口（県）〕

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少し、資金繰りなどに不安がある中小企業者の相談窓口を設置しましたので、ご利用ください。

県では、1月30日（木）から、産業政策課内に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置しています。

売上の減少等、影響を受けている中小企業者向けの制度融資に関することや、また、利子補給制度等を創設している市町もありますので、各種融資制度等についてご不明な点はお気軽にご相談ください。

最寄りの商工会議所・商工会や福井県信用保証協会等でも相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

支援の対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者

支援の内容

中小企業者の資金繰りなどの相談に対応します。

手続きの方法

2ページの県内の経営相談窓口一覧に電話でご相談ください。

【お問合せ先】

福井県産業政策課金融グループ ☎0776-20-0373

経営相談窓口の連絡先は産業政策課のホームページからもご確認いただけます。
（「福井県金融制度」で検索）

県内の経営相談窓口一覧

1 商工会、商工会議所、中央会、産業支援センター

支援機関名	連絡先
あわら市商工会	0776-73-0248
坂井市商工会	0776-66-3324
永平寺町商工会	0776-61-0456
福井東商工会	0776-41-0206
福井北商工会	0776-56-1610
福井西商工会	0776-98-5555
越前町商工会	0778-36-0800
越前市商工会	0778-43-0877
池田町商工会	0778-44-6342
南越前町商工会	0778-47-2174
わかさ東商工会	0770-45-0222
おおい町商工会	0770-77-0135
高浜町商工会	0770-72-0226
福井商工会議所	0776-36-8111
敦賀商工会議所	0770-22-2611
武生商工会議所	0778-23-2020
大野商工会議所	0779-66-1230
勝山商工会議所	0779-88-0463
小浜商工会議所	0770-52-1040
鯖江商工会議所	0778-51-2800
福井県商工会連合会	0776-23-3624
福井県中小企業団体中央会	0776-23-3042
公益財団法人ふくい産業支援センター	
福井県よろず支援拠点（※土日の相談も対応）	0776-67-7402
総合相談窓口	0776-67-7400

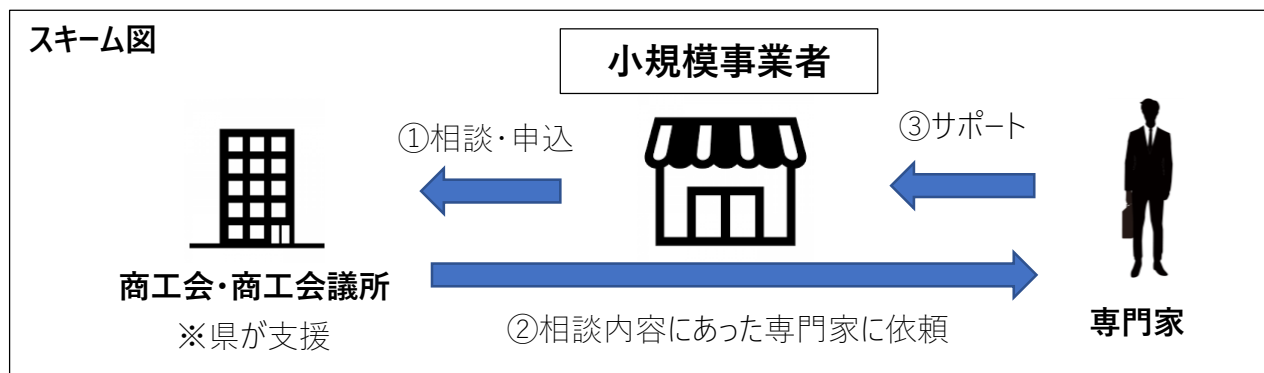
2 政府系金融機関、信用保証協会

支援機関名	連絡先
日本政策金融公庫福井支店	
中小企業事業	0776-33-0030
国民生活事業	0776-33-1755
日本政策金融公庫武生支店 国民生活事業	0778-23-1133
商工中金福井支店	0776-23-2090
福井県信用保証協会	0776-33-8311

専門知識をもった専門家を派遣してほしい

〔新型コロナウイルス対策・専門家派遣支援（県）〕

新型コロナウイルス感染症により経営面の影響を受けている小規模事業者に対して、商工会・商工会議所から、経営等に関するアドバイスができる専門家を無料で派遣します。



支援の対象者

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている県内小規模事業者
（※売上減少率等の要件はありません。）

支援の内容

1 事業者あたり専門家を3回まで無料で派遣

【想定される事例と専門家】 想定される事例に限らず、幅広く支援します。

- ・売上減少に伴う資金繰り計画づくりをサポート（中小企業診断士、税理士）
- ・新しい取引先を見つけるための補助金の申請をサポート（中小企業診断士）
- ・雇用調整助成金の手続きをサポート（社会保険労務士）
- ・時差通勤のための社内規則の見直しをサポート（社会保険労務士）
- ・テレワークできる業務や実施方法を一緒に検討（ITコーディネーター）
- ・職場の感染予防対策を一緒に検討（労働衛生コンサルタント） など

※ふくい産業支援センターでは、小規模事業者に限らず、県内中小企業を対象に10回まで専門家を派遣しています。（一部事業者負担あり）

手続きの方法

- 手順1 最寄りの商工会、商工会議所に相談。必要書類を記載し申込み
- 手順2 商工会、商工会議所が専門家に派遣依頼
- 手順3 専門家が事業者をサポート

【お問合せ先】

お近くの商工会、商工会議所
福井県産業労働部創業・経営課

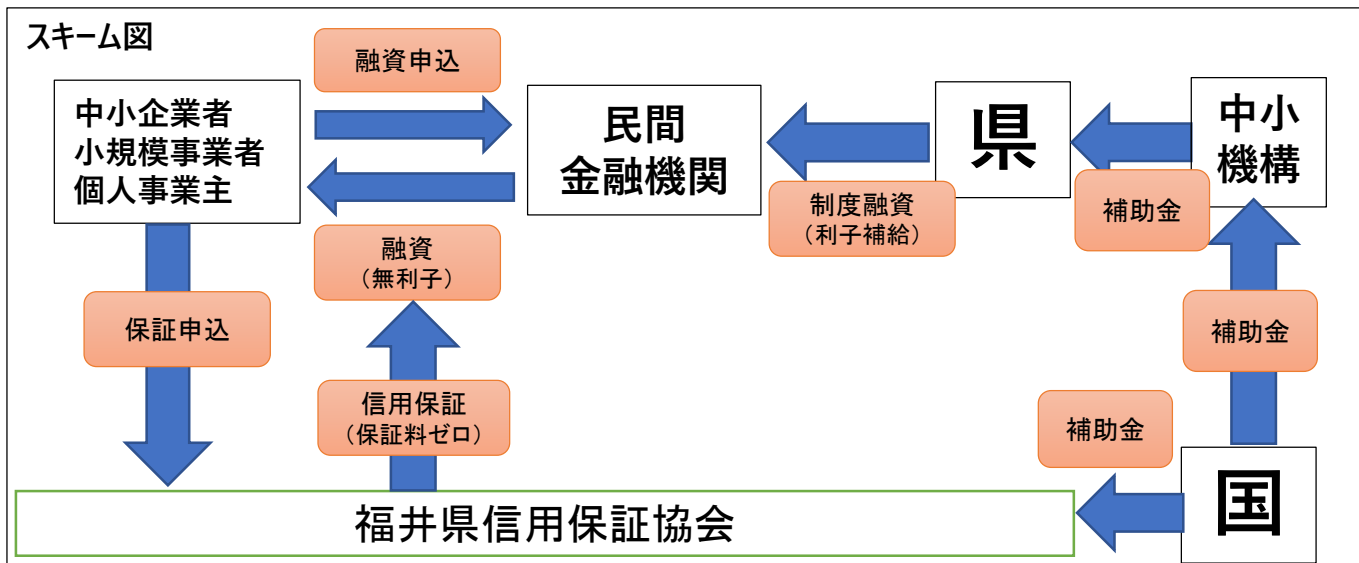
☎連絡先は2ページに記載
☎0776-20-0367

売上が減少して先々の資金繰りに不安があります (3,000万円まで) 〔福井県新型コロナウイルス感染症対応資金 融資枠800億円〕

新型コロナウイルス感染症により売上等が減少した中小・小規模事業者の方は、民間金融機関から、3,000万円までの融資により資金繰りを支援します。

※当初3年間は、実質無利子で借入が可能です。

※ご利用にあたって、金融機関や福井県信用保証協会の審査があります。



支援の対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上等が前年同期比5%以上減少し、市町で認定（セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証）を受けた中小・小規模事業者

支援の内容

- 借入限度額 3,000万円
- 融資利率 売上等▲5%以上の個人事業主 : 1.0%以下 (当初3年間利子補給)
売上等▲5%以上の法人 : 1.0%以下 (利子補給なし)
売上等▲15%以上の個人事業主 : 0.9%以下 (当初3年間利子補給)
売上等▲15%以上の法人 : 0.9%以下 (当初3年間利子補給)
- 保証料 無料 (ただし、売上等▲5%以上の法人のみ0.425%負担)
- 使途 運転資金・設備資金
- 融資期間 10年以内 (据置5年以内を含む)

手続きの方法

- 手順1 パソコンで申込に必要な書類を産業政策課ホームページから入手し記載してください。
(※) 現在、申込書様式を策定中です。確定次第、ホームページに掲載します。
- 手順2 本店が所在する市町からセーフティネット保証4、5号、危機関連保証の認定を受けてください。
- 手順3 最寄りの各金融機関の本支店または福井県信用保証協会 (TEL0776-33-1800) にご相談ください。

【お問合せ先】

福井県産業政策課金融グループ ☎0776-20-0373

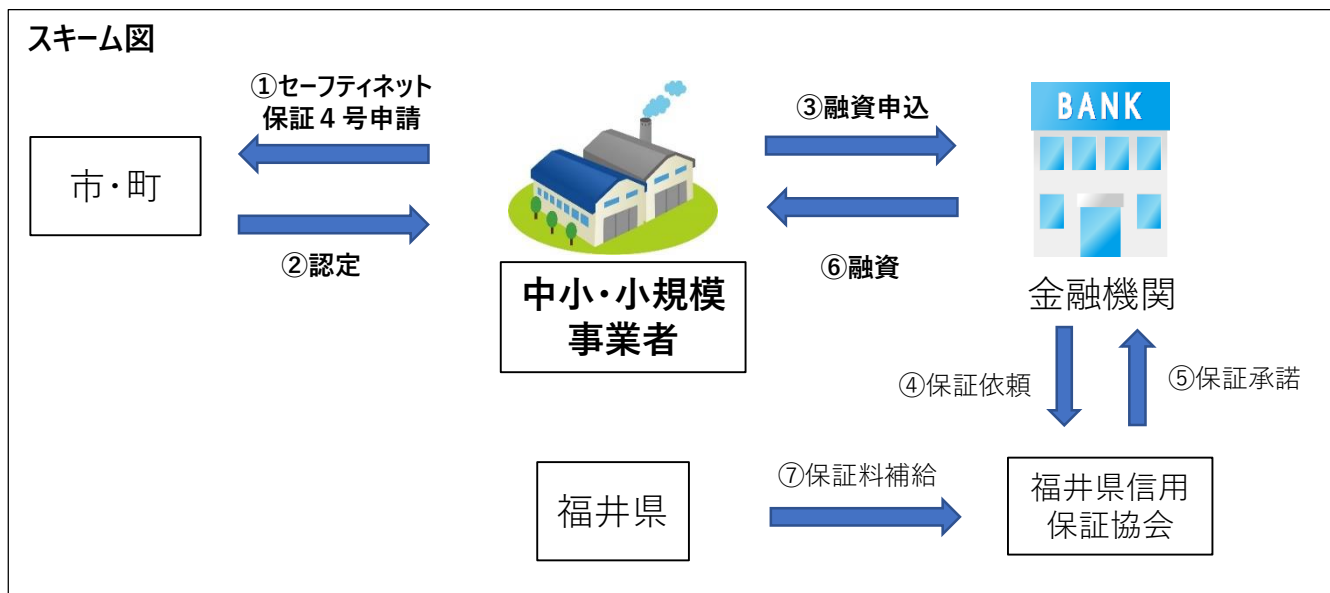
制度の詳細が決まり次第、産業政策課のホームページに掲載します。

売上が減少して先々の資金繰りに不安があります（3,000万円以上） 〔福井県経営安定資金（新型コロナウイルス対策分） 融資枠500億円〕

4ページの福井県新型コロナウイルス感染症対応資金に加え、8,000万円までの融資により資金繰りを支援します。5月1日（予定）からは、融資期間を「10年」、据置期間を「2年」に延長します。

※一部市町では利子補給により、当初3年間（または1年間）は実質無利子で借入が可能です。

※ご利用にあたって、金融機関や福井県信用保証協会の審査があります。



支援の対象者

次のいずれにも該当する中小・小規模事業者

- ①福井県新型コロナウイルス感染症対応資金を融資限度額まで利用し、さらに資金が必要な中小・小規模事業者
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が20%以上減少し、市町長の認定を受けた中小・小規模事業者

支援の内容

借入限度額	8,000万円
融資利率	0.90%以下（一部市町では、利子補給があります。）
保証料	県が0.7%分を全額負担
使途	運転資金・設備資金
融資期間	10年以内（据置2年以内）

手続きの方法

- 手順1 パソコンで申込に必要な書類を産業政策課のホームページから入手し記載してください。
- 手順2 本店が所在する市町からセーフティネット4号の認定を受けてください。
- 手順3 最寄りの各金融機関の本支店または福井県信用保証協会（TEL0776-33-1800）にご相談ください。

【お問合せ先】

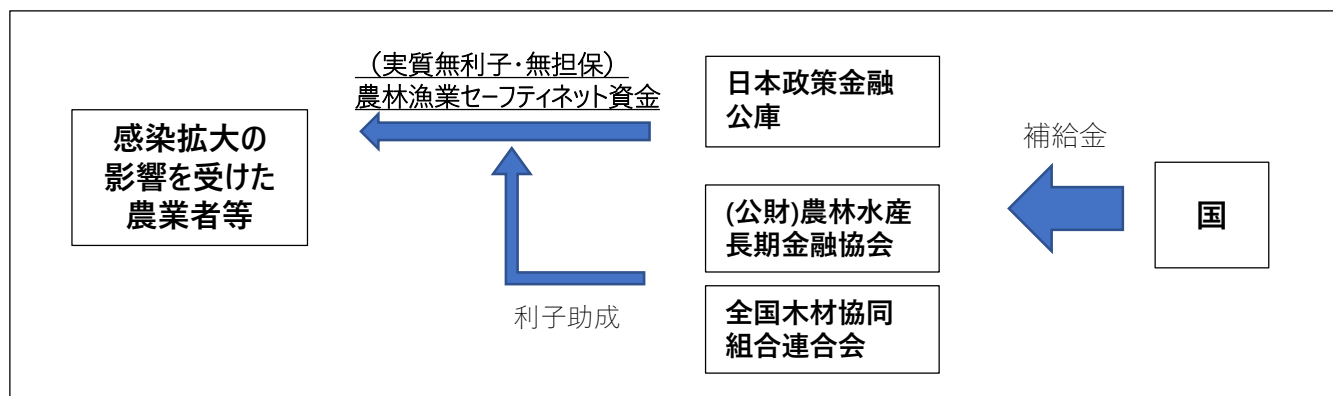
福井県産業政策課金融グループ ☎0776-20-0373

制度の詳細は産業政策課のホームページからご確認いただけます。
（「福井県金融制度」で検索）

農林漁業の資金繰りに困っています

〔農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫）〕

新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障がでている、または、今後の支障が懸念される場合、長期運転資金を実質無利子・無担保でお貸します。



支援の対象者

主業農林漁業者等であって、新型コロナウイルス感染症により、資金繰りに著しい支障を来している、または、支障を来すおそれのある方

支援の内容

- ①融資限度額 一般 1, 200万円
特認 年間経費等の12分の12以内

※簿記記帳を行っており、経営規模等から融資限度額の引上げが必要と認められる場合

②貸付時の実質無利子・無担保化

- (農業者) 融資当初 5年間の実質無利子・実質無担保
(林業者) 融資当初 10年間の実質無利子・実質無担保
(漁業者) 融資当初 5年間の実質無利子・実質無担保

手続きの方法

- 手順1 「農林漁業セーフティネット資金の相談時にご提出いただく書類」をご準備の上、日本政策金融公庫福井支店農林水産事業にご相談ください。
URL : https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19_a.html
- 手順2 融資の決定に向け必要な書類を郵送でご提出ください。
- 手順3 融資が決定次第、契約の打合せと手続きに入り、手続き終了後に送金致します。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫福井支店 ☎0776-33-2385

または福井県園芸振興課農業資金グループ ☎0776-20-0427

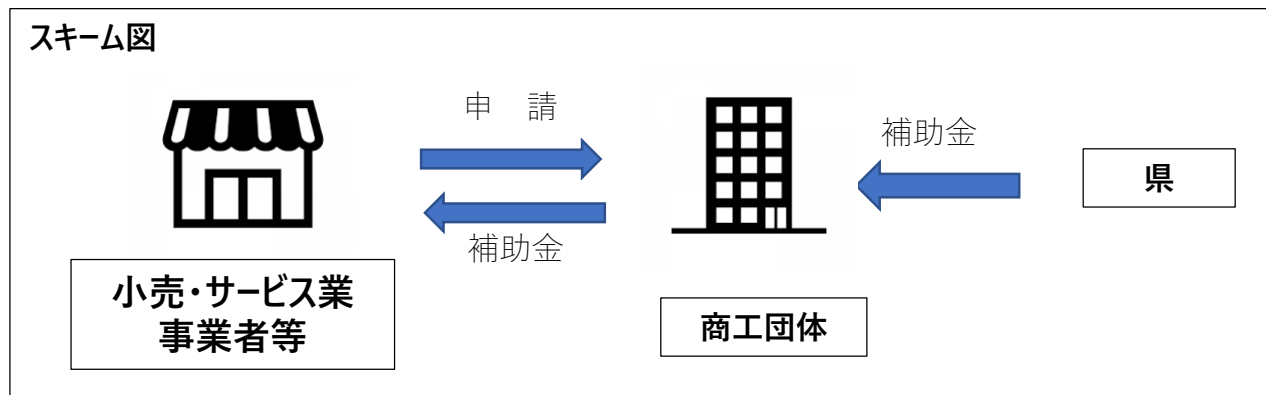
福井県水産課水産戦略グループ ☎0776-20-0484

福井県県産材活用課林業戦略グループ ☎0776-20-0448

厳しい状況を乗り越えるための販売促進などに支援がほしい

〔小売・サービス業者等による事業強化緊急支援補助金（県）〕

新型コロナウイルス感染拡大によって、県内の小売・サービス事業者にも売上の減少などの大きな影響が出ています。こうした県内事業者の方が実施する、現在の厳しい状況を乗り越えるための販売促進などの取組みを支援します。



支援の対象者

新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少している、県内の小売業・飲食業・宿泊業・旅行業・サービス業などを営む中小・小規模事業者や個人事業者の方、またはそれらの方で構成される団体

支援の内容

■補助金の対象となる取組み

①厳しい状況を乗り越えるための取組み

（例）ネット販売や移動販売などのシステム構築、web広告やチラシの作成

②回復期を見据えた取組み

（例）キャッシュレスの導入、インバウンド対策、新商品開発、イベントの企画

■補助率

経費の3/4（上限額30万円）

※受付期間：令和2年5月中旬～5月末（予定）

手続きの方法

現在、手続き方法や申請書様式を策定中です。確定次第、産業政策課のホームページに掲載します。

【お問合せ先】

福井県産業政策課商業・サービス業グループ ☎0776-20-0369

制度の詳細が決まり次第、産業政策課のホームページに掲載します。

売上が減少していて、事業を続けていけるか不安です

〔持続化給付金（国）〕

※令和2年度補正予算の成立が前提となります

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、今後も事業を続けていけるよう、事業全般に幅広く使える給付金を支給します。

支援の対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比50%以上減少している事業者

※中堅・中小企業、小規模事業者、個人事業者、その他の各種法人等が対象です。

支援の内容

法人 200万円以内

個人事業者等 100万円以内

【支給額】前年の総売上 - (前年同月比50%減の月の売上 × 12月)

注意事項

この事業は、国の令和2年度の補正予算の成立を前提にしています。支援の内容が今後変更になる場合もありますので、ご注意ください。

詳細な条件や申請方法等は、決定次第、経済産業省のホームページ等で公表されます。

【お問合せ先】

中小企業庁 金融・給付金相談窓口 ☎03-3501-1544

※平日・休日 9時～17時

県の休業要請に協力した場合に支援がほしい

〔中小企業休業等要請協力金（県）〕

県からの要請に基づき、休業または営業時間の短縮に応じていただいた企業等に対して、協力を給付します。

支援の対象者

県の要請期間中、休業や営業時間短縮に応じていただいた中小企業等

【対象となる業種】

- 休業
遊興施設、学習塾、運動・遊戯施設、劇場、集会・展示施設等
- 営業時間短縮
飲食店

支援の内容

協力金の給付額

- (1) 県の要請期間中、完全休業した中小企業等
50万円（個人事業主 20万円）
- (2) 県の要請期間中、県が要請した範囲内での営業時間に短縮した中小企業等
25万円（個人事業主 10万円）

手続きの方法

詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに、福井県ホームページ等で公表させていただきます。

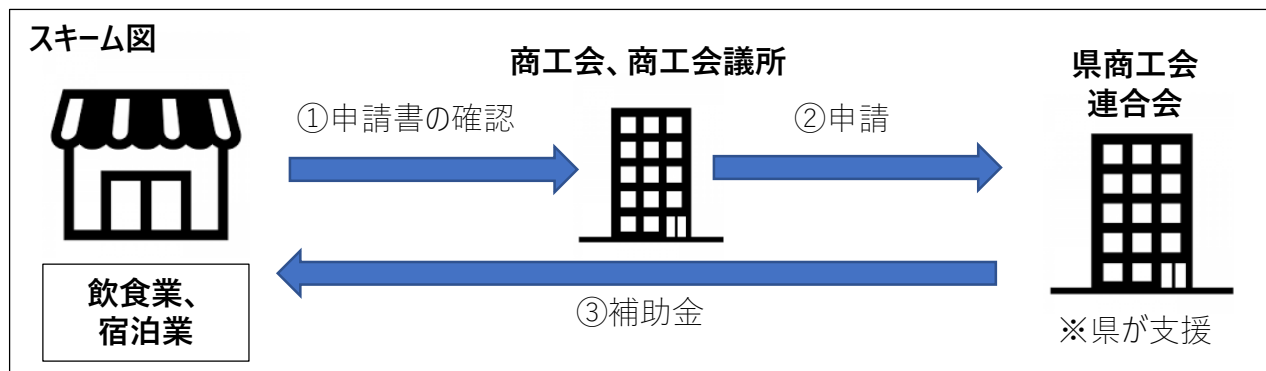
【お問合せ先】

福井県緊急事態措置コールセンター ☎0776-20-0766

新しくテイクアウト販売やデリバリーを始めたい。

〔小規模事業者テイクアウト・デリバリー参入促進事業（県）〕

飲食店や旅館・民宿等を営む小規模事業者が、新しくテイクアウト販売やデリバリーを始めるための費用を支援します。



支援の対象者

テイクアウト・デリバリーに参入する飲食業や宿泊業を営む県内小規模事業者※

※常時雇用する従業員数が飲食業は5人以下、宿泊業は20人以下

支援の内容

補助率等 1 / 2、上限10万円

補助対象経費

○印刷製本費

- ・メニュー表やチラシをつくる費用
- ・感染収束後に来店客を増やすためのクーポン券の作成費用 など

○委託費・外注費（50万円未満）

- ・包装容器や包装紙のデザインの発注費用
- ・メニュー表やチラシ等に載せる料理の写真撮影費
- ・食品営業許可を受けるための調理室の間仕切り設置費用 など

○広報費

- ・ホームページの作成、改修の費用
- ・新聞や雑誌、インターネット等に広告を掲載する費用 など

○器具備品・機械装置費（50万円未満）

- ・クーラーボックス、岡持ちなど運搬容器の購入 など

手続きの方法

手順1 最寄りの商工会、商工会議所に相談。申請書の確認を受ける

手順2 商工会、商工会議所の確認後、県商工会連合会に申請

手順3 県商工会連合会から企業に補助金を支払い

【お問合せ先】

お近くの商工会、商工会議所 ☎連絡先は2ページに記載

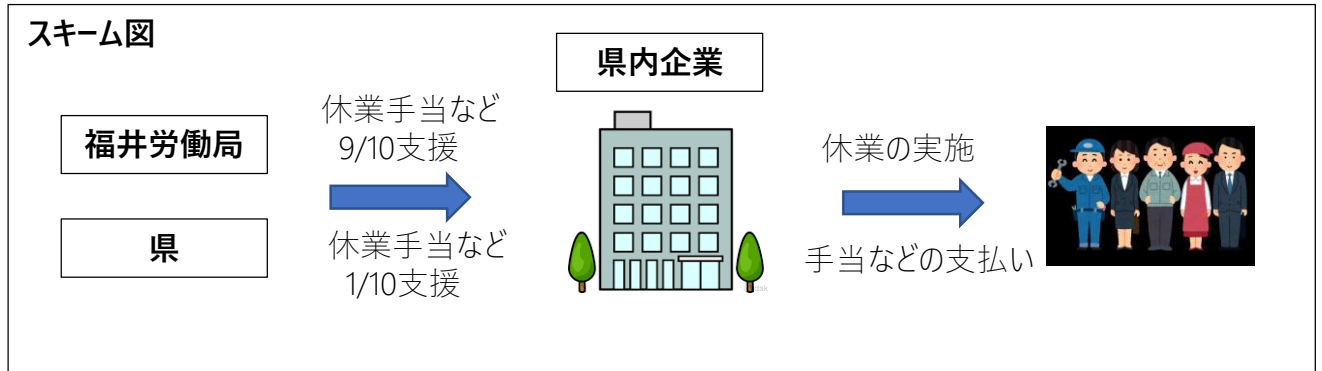
福井県産業労働部創業・経営課 ☎0776-20-0367

「テイクアウト・デリバリー参入促進事業」で検索 (<https://www.shokokai-gukui.or.jp>)

従業員の休業手当などの支払いに困っています

〔雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（国）、雇用維持緊急助成金（県）〕

会社や店舗などをお休みした場合でも、従業員の雇用を守る事業主の方に対して、従業員に支払った休業手当等を助成します。



支援の対象者

休業中に従業員を解雇せずに、休業手当等を支払っている事業主

支援の内容

助成率：国 9 / 10（中小事業者）、3 / 4（大企業）
（一部解雇などを行った場合は4 / 5（中小事業者）、2 / 3（大企業））
県 1 / 10（1事業所当たり200万円を上限）

※県では、国が対象としていない事業主や役員（常勤）の手当支給も対象にしています。（1人1日当たり最大9,256円）

手続きの方法

- 手順1 福井労働局の窓口やホームページで計画届を入手
- 手順2 福井労働局に計画届を提出
- 手順3 休業の実施（手順2、3は順番が変わっても大丈夫です）
- 手順4 福井労働局に申請書を提出
- 手順5 福井労働局が支給の決定を事業者へ通知
- 手順6 支給申請兼請求書および労働局の支給決定通知書等を県に郵送
※県への申請書は国の決定通知に同封されます。
※見当たらない場合は、県労働政策課のホームページからも入手ができます。
- 手順7 県が支給の決定を事業者へ通知
- 手順8 県からの支給の決定通知後、概ね1週間程度で申請者の銀行口座に振込み

【お問合せ先】

福井県労働政策課雇用対策グループ ☎0776-20-0390

制度の詳細は労働政策課のホームページからご確認いただけます。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/index.html>

福井労働局 ☎0776-22-3363

休業中に従業員に教育訓練を受けさせたい

〔特別在職者訓練（県）〕

会社や店舗などをお休みにしている間、従業員のスキルアップのため、県の産業技術専門学院で教育訓練を受けさせる事業主の方を支援します。

スキーム図



支援の対象者

国の雇用調整助成金を活用し、従業員に教育訓練を実施する事業主の方

支援の内容

福井産業技術学院および敦賀産業技術学院において、教育訓練を無料で実施します。
(受講料は無料。教材費や材料費は県が負担します)

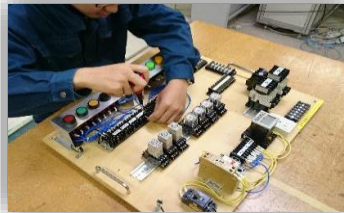
※雇用調整助成金の特例措置の助成対象となる教育訓練です。詳細は労働局への届け出の際にご相談ください。

【実施可能な内容】

機械保全、金属加工、電気工事、制御、自動車整備、CAD、接客、OA など

※上記以外の分野でも実施できる場合がありますので、ご相談ください。

詳しくはホームページをご覧ください。 <http://www.nouryokukaihatu.ac.jp>



注 意

雇用調整助成金制度では、国が認める教育訓練を実施した場合に、8ページの賃金助成のほかに教育訓練費が加算されます。労働局への届出の際にご確認ください。

【お問合せ先】

県立福井産業技術専門学院 ☎0776-52-2120

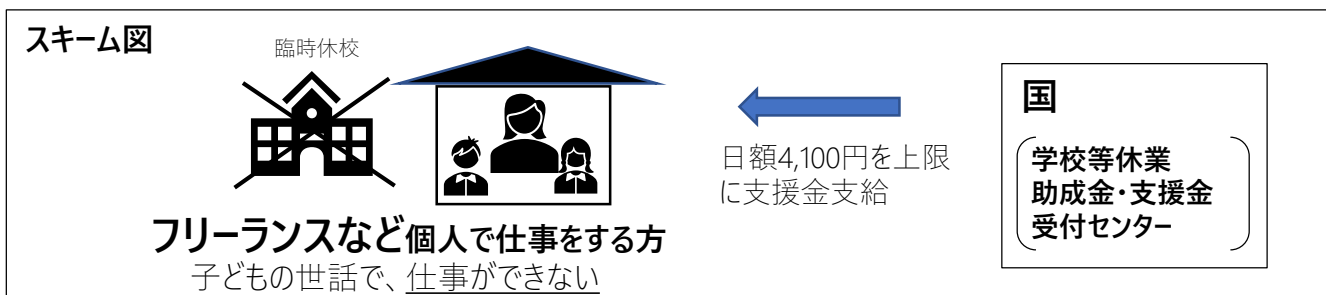
県立敦賀産業技術専門学院 ☎0770-22-0143

福井県労働政策課産業人材グループ ☎0776-20-0388

フリーランスとして働いているが、臨時休校などで仕事ができなくなって困っています

〔小学校休業等対応支援金（国）〕

臨時休校などで子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなったフリーランスの方に支援金を支給します。



支援の対象者

次の全てにあてはまる方

- (1) 下記(3)に該当する子どもの保護者
- (2) 自分一人で受ける仕事を個人で契約している
- (3) 令和2年2月27日から6月30日までの間に、①または②の子どもの世話のため、契約していた仕事ができなくなった

①臨時休校の小学校などに通う子ども

〔小学校、幼稚園、保育所など。障がいのある子どもは、中学校、高等学校、各種学校なども含みます。〕

②新型コロナウイルスに感染したなど、小学校等を休むことが必要な子ども

支援の内容

令和2年2月27日から6月30日までの間で仕事ができなかった日数×4,100円（定額）

手続きの方法

- 手順1 パソコンで申請書の様式を厚生労働省HPから入手して記載
※申請方法紹介の動画を見ることができます。
- 手順2 必要書類等を準備
例) 休校前に結んだ発注者との契約等の写し、臨時休校のお知らせなど
- 手順3 申請書と必要な証明書等を「学校等休業助成金・支援金受付センター」に郵送
(配達記録の残るもの) [申請期限：令和2年9月30日]
- 手順4 厚生労働省が決定通知を送付し、指定口座に助成金を振込

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金
相談コールセンター

0120 - 60 - 3999

詳細は、[臨時休業 個人委託](#) で検索、または、右のQRコードよりご確認ください。



【申請先】

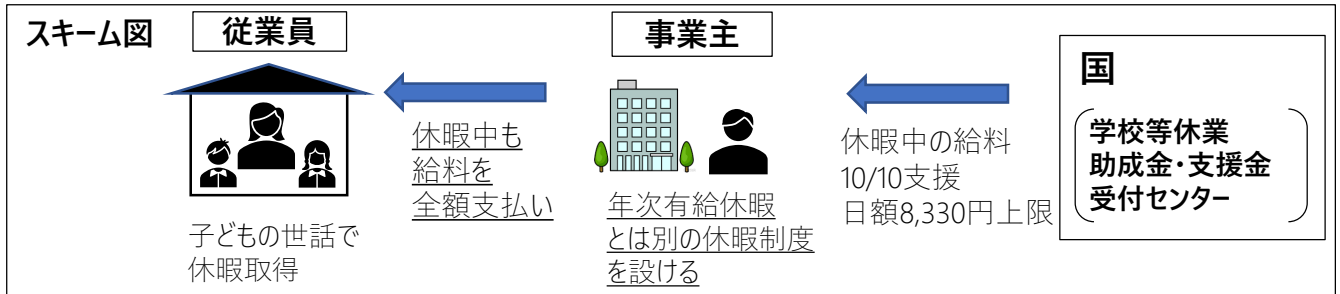
学校等休業助成金・支援金受付センター

〒170-6025 東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン6025階

臨時休校などで従業員が仕事を休むときの給料の支払いに困っています

〔小学校休業等対応助成金（国）〕

臨時休校などで子どもの世話を自宅ですることが必要となった従業員に、休暇を取得させた事業主の方に助成金を支給します。



支援の対象者

①または②の子どもの世話が必要となった従業員に休暇を取得させた事業主

①臨時休校の小学校などに通う子ども

〔小学校、幼稚園、保育所など。障がいのある子どもは、中学校、高等学校、各種学校なども含みます。〕

②新型コロナウイルスに感染したなど、小学校等を休むことが必要な子ども

従業員は、正規・非正規を問いません。

給料の全額を支給する休暇で、令和2年2月27日から6月30日までに取得したものが対象です。

（ただし、年次有給休暇は除きます）

支援の内容

休暇中に支払った給料相当額を助成

【支給額】休暇を取得した従業員の一日本分の給料相当額（上限8,330円）×休暇日数

手続きの方法

- 手順1 パソコンで申請書の様式を厚生労働省HPから入手して記載
※申請方法紹介の動画を見ることができます。
- 手順2 必要書類等を準備
例) 労働保険関係成立届の事業主控、休暇簿、賃金台帳、就業規則など
- 手順3 申請書と必要な証明書等を「学校等休業助成金・支援金受付センター」に郵送
（配達記録の残るもの）【申請期限：令和2年9月30日】
- 手順4 厚生労働省が決定通知を送付し、指定口座に助成金を振込

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金
相談コールセンター

0120 - 60 - 3999

詳細は、[新型コロナ休暇支援](#) で検索、または、右のQRコードよりご確認ください。



【申請先】

学校等休業助成金・支援金受付センター

〒170-6025 東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン6025階

※関係法案が国会で成立することが前提となります。

新型コロナウイルスの影響により、税の納付に困っています

〔徴収の猶予制度の特例（国）、（県）、（市町）〕

新型コロナウイルスの影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方は、最長1年間、税の徴収の猶予を受けることができます。

支援の対象者

次の①、②のいずれも満たす納税者が対象となります。

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の1か月以上の期間に、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ②一時に納付することが困難であること

支援の内容

令和2年2月1日～令和3年1月31日に納期限が到来するほぼ全ての国税・地方税について、無担保かつ延滞金なしで最長1年間、徴収の猶予を受けることができます。

手続きの方法

関係法令の施行から2か月後、または、納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。

- ①徴収猶予申請書
 - ②事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していることがわかる資料
 - ③一時に納付し、または、納入を行うことが困難であることがわかる資料
- ※②③について、提出が難しい場合は、口頭によりおながいします。

その他

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む）が罹患された場合などには、納税の猶予が認められることがありますので、ご相談ください。

【国税に関するお問い合わせ先】

福井県内各税務署

【県税に関するお問合せ先】

福井県税事務所納税課 TEL0776-21-0011～15

嶺南振興局税務部管理納税課 TEL0770-56-2222

福井県税務課納税推進室 TEL0776-20-0515

【市町村税に関するお問い合わせ先】

県内各市町の税務担当課

※関係法案が国会で成立することが前提となります。

新型コロナウイルスの影響により、期限内に申告ができません

〔 申告・納付期限の延長（国）（県）（市町） 〕

新型コロナウイルス感染拡大により、外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方について、国税および地方税の申告期限を延長します。

1. 国税

支援の内容

申告所得税、消費税（個人事業者）、贈与税について、4月17日（金）以降の提出も柔軟に受け付けます。（申告書の作成または来署することができるようになった時点まで期限を延長する取扱いとします。）

手続きの方法

○申告書を書面で提出する場合

申告書の右上余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記入して提出してください。（別途、申請書を提出していただく必要はありません。）

○e-Taxを利用して提出する場合

「送信準備」画面の「特記事項」欄に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力してください。

2. 地方税

支援の内容

法人住民税、法人事業税等について、申告書を提出することができるようになった時点まで申告期限を延長します。

手続きの方法

○県税の場合

手順1 福井県ホームページより申告書提出期限の延長様式をダウンロード

手順2 申請書を作成し、所管の事務所に持参または郵送してください。

（1部提出。控えが必要な方は写しも1部（計2部）提出してください。）

事務所等が嶺北の方 福井県税事務所 課税第一課

事務所等が嶺南の方 嶺南振興局税務部 課税課

坂井、奥越、丹南、二州の各県税相談室に提出することもできます。

○市町村税の場合

各市町にご確認ください。

【国税に関するお問合せ先】

福井県内各税務署

【県税に関するお問合せ先】

福井県税事務所課税第一課

TEL0776-21-8271

嶺南振興局税務部課税課

TEL0770-56-2223

【市町村税に関するお問合せ先】

県内各市町の税務担当課

※関係法案が国会で成立することが前提となります。

固定資産税や都市計画税を払えません

〔 固定資産税等の軽減（市町）、（国） 〕

1. 固定資産税・都市計画税の減免

中小事業者が保有する設備や建物等の2021年度の固定資産税および都市計画税を、売上高の減少幅に応じて減免します。

支援の対象者

中小事業者（資本金1億円以下の法人や従業員が1,000人以下の個人事業者）

- ①2020年2月～10月までの任意の3か月間の収入が前年の同じ時期と比べて50%以上減少した方（→「支援の内容」①へ）
- ②2020年2月～10月までの任意の3か月間の収入が前年の同じ時期と比べて30%～50%減少した方（→「支援の内容」②へ）

支援の内容

- ①設備や建物等の2021年度の固定資産税および都市計画税を全額免除
- ②設備や建物等の2021年度の固定資産税および都市計画税を1/2免除

手続きの方法

事業所所在地の市町にお問合せください。

2. 生産性向上のための設備の固定資産税の軽減措置を2年間延長

中小事業者が新たに投資した一定の設備の固定資産税は3年間免除されますが、事業用の建物や看板などの構築物を対象に追加した上で、適用期限を2年間延長します。（2023年3月まで）

支援の対象者

先端設備等導入計画（生産性向上特別措置法）の認定を受けた中小事業者

支援の内容

対象となる資産の固定資産税は、投資後3年間、全額免除されます。

手続きの方法

- 手順1 先端設備等導入計画を作成
- 手順2 工業会による生産性向上要件証明書を取得
- 手順3 先端設備等導入計画を市町役場の商工担当課に申請
- 手順4 先端設備等導入計画が認定された後、設備等を取得
- 手順5 設備等を取得した翌年以降、必要書類を添えて、市町の税務担当課に対象資産をゼロ円と申告（建物についての手続きの詳細は、今後決定）

【お問合せ先】

固定資産税、都市計画税の減免：中小企業庁財政課 TEL03-3501-5803
固定資産税の特例：中小企業庁技術・経営革新課 TEL03-3501-1816
県内各市町の税務担当課

※関係法案が国会で成立することが前提となります。

新型コロナウイルスの影響による損失があり、法人税の還付を受けたい 〔 法人税の繰戻還付制度（国） 〕

1. 欠損金の繰戻し還付制度

前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。

支援の対象者

資本金10億円以下の中堅企業（従来の「資本金1億円以下」から対象を拡大）

※資本金の額が1億円超10億円以下の法人のうち、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人等）の子会社等については対象外

支援の内容

前年度に納めた法人税から、今年度の欠損金に対応する税額を還付

2. 災害損失欠損金の繰戻し還付制度

新型コロナウイルス感染症の影響により損失（災害損失欠損金）が発生した場合には、その損失に対応する法人税額の還付を受けられる場合があります。

支援の対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、欠損金が生じた法人

支援の内容

災害により災害損失欠損金が生じた法人について、前年度の法人税額（青色申告法人については、前々年度まで対象）から、災害損失欠損金に対応する法人税の還付を受けられる場合があります。

手続きの方法

福井県内各税務署にお問合せください。

【お問合せ先】

福井県内各税務署

制度の詳細については財務省のホームページからご確認いただけます。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html

工業用水や下水道使用料の支払いをまってほしい

(福井県公営企業)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対して、福井県が運営している工業用水およびテクノポート福井の下水処理の使用料の支払いを猶予します。

支援の対象者

県営第一工業用水道および福井臨海工業用水道、臨海下水道事業の利用者

支援の内容

使用料の納期限を最大3か月延長します。

(例 4月分使用料 (5月25日納期限→8月25日納期限))

手続きの方法

- 手順1 福井県公営企業課ホームページから「期限延長承認申請書」をダウンロード
- 手順2 納期限10日前までに「期限延長承認申請書」を福井県公営企業課に提出（郵送でも可）
- 手順3 福井県公営企業課より「期限延長承認通知書」を送付

<参考> 「期限延長承認申請書」様式

期限延長承認申請書	
年 月 日	
福井県知事 様	
住(居)所(所在地) 会社名 代表者名 (電話) (印)	
次のとおり期限の延長を申請します。	
区 分	工業用水道料金 ・ 臨海下水道料金
期限の延長を必要とする理由	(例) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、収入が減少しており、一時的に工業用水道料金(臨海下水道料金)の支払いが困難なため。
延長希望年月日	3月分 (令和2年4月27日→令和2年7月27日) 4月分 (令和2年5月25日→令和2年8月25日) 5月分 (令和2年6月25日→令和2年9月25日)
備考	

(注) 「区分」、「延長希望年月日」欄は、該当事項を○で囲んでください。

【お問合せ先】

福井県公営企業課水道施設グループ ☎0776-20-0542

制度の詳細は公営企業課のホームページからご確認いただけます。

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/koueikigyoy/index.html>) で検索

テレワークを導入したいけど、何から始めればいいのかわからない

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、通勤が不要なテレワークは有効な手段です。事業者の皆様積極的にテレワークを実施していただくための相談窓口をご紹介します。

ふくい産業支援センター

ICT分野に強みを持つ経営支援の専門家が、個別の事情に合わせた無料相談に対応しています。WEB相談も可能です。

実施期間：令和2年4月～令和3年3月の月曜日（月2回）

相談時間：9時～17時

実施場所：ふくい産業支援センター（福井県産業情報センタービル3階）

坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1-16

TEL：0776-67-7425

テレワークマネージャー相談事業

（経済産業省委託事業）

ICT専門家がWebおよび電話にて、主にICT面から、テレワーク導入に関してアドバイスします。

実施期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

費用：コンサルティング費用は無料、通信料は利用者負担

問合せ先：(株)NTTデータ経営研究所（事業事務局）

※お問い合わせ・申し込みは、右のQRコードから専用ホームページにアクセスして、ご確認ください。



テレワーク相談センター

（厚生労働省委託事業）

労務管理上の課題など、テレワークに関する様々なご相談に、メールや電話でお答えします。

（無料、ただし通信料は利用者負担）

[TEL] 0120-91-6479（受付時間：平日9:00～17:00）

※令和2年5月31日までは、以下の番号でも受け付けます。

03-5577-4724 または 03-5577-4734

[メール] sodan@japan-telework.or.jp

☆テレワーク導入にあたって注意していただきたいこと

テレワーク時にも労働基準関係法令が適用されますが、通常の勤務と違う環境で働くため、労働時間管理などに注意が必要です。厚生労働省がガイドラインを作成していますので、ご活用ください。

⇒ [情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン](#) で検索

【その他のガイドラインなど】

・労務管理 ⇒ [テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン](#) で検索

・就業規則 ⇒ [テレワークモデル就業規則](#) で検索

・セキュリティ ⇒ [テレワークセキュリティガイドライン](#) で検索

【お問合せ先】

福井県労働政策課 労働環境グループ ☎0776-20-0389

下記の労働政策課ホームページに掲載の「テレワーク（在宅勤務）導入推進について」もご覧ください。 <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/index.html>

テレワークを導入するための支援がほしい

〔働き方改革推進支援助成金(テレワークコース) (国)、IT導入補助金 (国)〕

テレワークを新規で導入する中小企業・小規模事業者を対象に、国が支援する助成金制度を紹介します。

(1) 働き方改革推進支援助成金 (テレワークコース) 【厚生労働省】

支援の内容

対象要件	令和2年2月17日～5月31日にテレワークを新規で導入し、実施した従業員が1人以上いること
対象経費	テレワーク用通信機器の導入・運用 ※パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象外です 就業規則・労使協定等の作成・変更 等
助成率	1/2 (1企業あたり上限100万円)

手続きの方法

- 手順1 交付申請書を事業実施計画書などの必要書類とともに、テレワーク相談センターに提出 (締切は5月29日(金))
※計画の事後提出も可。
- 手順2 取組みの実施
- 手順3 実施期間終了後、テレワーク相談センターに支給申請 (締切は7月15日(水))

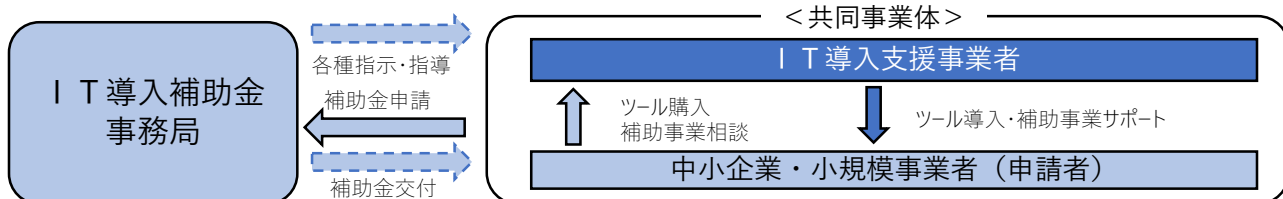
(2) IT導入補助金 (特別枠) 【経済産業省】

支援の内容

対象要件	令和2年4月7日～5月10日に契約・納品・支払いが行われたもの または、「交付決定日以降」に契約・納品・支払いが行われるもの
対象経費	テレワークに利用できるソフトウェア購入費用 パソコン・タブレット等のハードウェアのレンタル費用
助成率	2/3 (1企業あたり30～450万円)

手続きの方法

6月から補助事業者の公募開始予定 (申請締め切りは6月末頃予定)



【お問合せ先】

(1) 働き方改革推進支援助成金に関すること

テレワーク相談センター ☎0120-91-6479

<http://www.tw-sodan.jp/>

(2) IT導入補助金に関すること

一般社団法人サービスデザイン推進協議会 ☎0570-666-424

<https://www.it-hojo.jp/2020emergency/>

テレワークの導入に対する県の支援はないのか

〔テレワーク奨励金制度（県）〕

新たにテレワーク制度を導入し利用者が出た場合、もしくは、テレワーク専門で働く従業員を雇用した場合に、事業主の方へ奨励金を支給します。

支援の対象者

テレワーク制度を活用したすべての事業主の方

支援の内容

①または②の取り組みを行った事業主に奨励金を支給（1企業1回のみ）

①利用促進コース：**20万円** ※令和2年2月17日以降の取組が対象

〔取組み内容〕

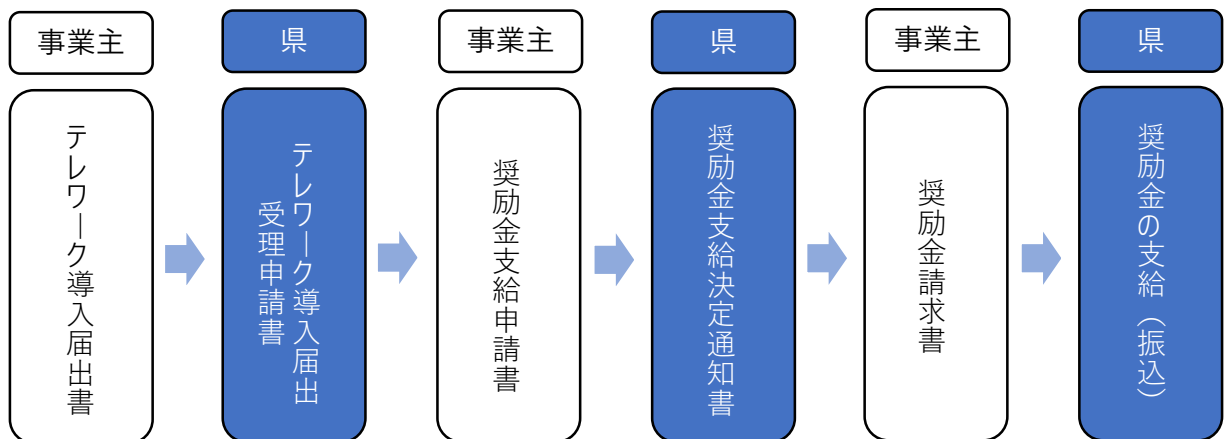
- ・新たにテレワーク制度を導入した
- ・週平均1日、1か月以上テレワークを利用して勤務している

②新規雇用コース：**40万円** ※非正規従業員の場合は20万円

〔取組み内容〕

- ・テレワークを可能とする労働条件で従業員を新規雇用した
- ・勤務日数の半分以上をテレワークのみで働き、1か月以上勤務している

手続きの方法



【お問合せ先】

福井県労働政策課労働環境グループ ☎0776-20-0389

制度の詳細は労働政策課のホームページからご確認いただけます。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/index.html>

※予算が国会で成立することが前提となります。

家計に対する支援がほしい

〔 特別定額給付金（国） 〕

新型コロナウイルスの緊急経済対策として、家計への支援を行います。

給付対象者

基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている者

給付の内容

給付対象者1人につき10万円

手続きの方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の(1)および(2)を基本とし、給付は、世帯主が代表して申請し、申請者の本人名義の銀行口座へ振込みます。

(1) 郵送申請方式

- ・市町から受給権者あてに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市町に郵送

(2) オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）

- ・マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）

（マイナポータルURL）

https://myna.go.jp/SCK0101_01_001/SCK0101_01_001_InitDiscsys.form

【お問い合わせ先】

総務省 特別定額給付金コールセンター Tel03-5638-5855

制度の詳細については総務省のホームページからご確認いただけます。

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html

休業や失業で働けず、生活資金に困っています

〔生活福祉資金貸付制度（国）〕

新型コロナウイルス感染症の影響により、会社等が休業したり、失業し、生活費に困っている世帯に生活資金をお貸します。

緊急小口資金（主に仕事が休みになった方向け）

生活費がなくて、すぐにお金が必要な方に、しばらくの間、お金をお貸します。

支援の対象者

新型コロナウイルス感染症のために収入が減少し、生活費に困っている世帯

支援の内容

【貸付限度額】

- ・生活費 20万円以内（一世帯1回限り）
（例）世帯の中に次の人がいる場合、世帯の人数が多い（4人以上） など
（感染や臨時休校で仕事を休んだ人、収入が減った個人事業主、介護が必要な人）
- ・その他 10万円以内（一世帯1回限り）

【据置期間】 1年以内（借りてから1年までは、返さなくてもかまいません）

【償還期限】 2年以内（借りてから2年後までに、返さなければなりません）

※無利子です

※保証人はいません

総合支援資金（主に失業された方向け）

生活ができるようになるまで、生活に必要なお金をお貸します。

支援の対象者

新型コロナウイルス感染症のために収入が減少したり、失業して、生活費に困っている世帯

注）お金を借りた後、生活を立て直すためのサポートを受けることが条件です。支援員が皆さんからの相談を受けて、一緒に自立に向けたプランを作成します。

支援の内容

【貸付限度額】

- ・二人以上の世帯 月20万円以内
 - ・単身世帯 月10万円以内
- 原則3か月、借りることができます

【据置期間】 1年以内（借りてから1年までは、返さなくてもかまいません）

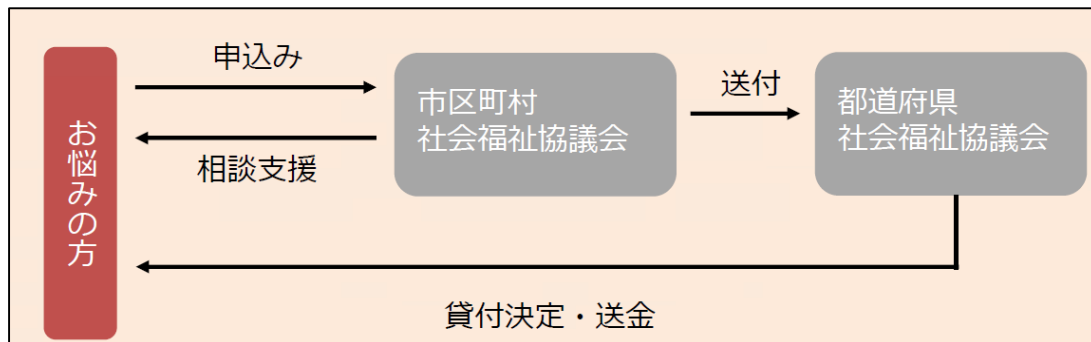
【償還期限】 10年以内（借りてから10年後までに、返さなければなりません）

※無利子です

※保証人はいません

手続きの方法

- 手順1 必要書類等を準備
 例) 本人確認できるもの（運転免許証など）、世帯全員の住民票の写し、収入が減少したことがわかる通帳 など
- 手順2 必要書類を持って、お住いの市町の社会福祉協議会へ申込
- 手順3 県の社会福祉協議会が貸付を決定し、指定口座に振込



お問合せ先

お住いの市町の社会福祉協議会

市町	住所	電話番号
福井市	福井市田原1-13-6 フェニックス・プラザ内	0776-26-1853
敦賀市	敦賀市東洋町4-1 福祉総合センター あいあいプラザ内	0770-22-3133
小浜市	小浜市遠敷84-3-4 総合福祉センター サン・サンホーム小浜内	0770-56-5800
大野市	大野市天神町1-19 大野有終会館「結とぴあ」内	0779-65-8773
勝山市	勝山市郡町1丁目1-50 福祉健康センター すこやか内	0779-88-1177
鯖江市	鯖江市水落町2-30-1 アイアイ鯖江・健康福祉センター内	0778-51-0091
あわら市	あわら市市姫2-31-6 老人福祉センター 市姫荘内	0776-73-2253
越前市	越前市府中1-11-2 福祉健康センター内	0778-22-8500
坂井市	坂井市三国町楽園53-16-1 いきいきサロンセンターあい愛内	0776-82-1170
	坂井市丸岡町西里丸岡12-21-1 坂井市役所丸岡支所内	0776-68-5060
	坂井市春江町江留中10-15-1 春江総合福祉センター内	0776-51-4545
	坂井市坂井町下新庄18-3-1	0776-68-5070
永平寺町	永平寺町石上27-27 やすらぎの郷内	0776-64-3000
池田町	池田町藪田5-3-1 総合保健センターほっとプラザ内	0778-44-7750
南越前町	南越前町脇本17-38-1 保健福祉センター内	0778-47-3767
	南越前町今庄86-5-2 今庄福祉センター内	0778-45-1175
	南越前町甲楽城7-31-1 河野保健福祉センター内	0778-48-2260
越前町	越前町西田中8-20-1 社会福祉センター内	0778-34-2388
美浜町	美浜町郷市25-20 保健福祉センター はあとぴあ内	0770-32-1164
高浜町	高浜町和田117-68 保健福祉センター内	0770-72-2411
おおい町	おおい町本郷82-14 いきいき長寿村 あみーシャン大飯内	0770-77-3415
	おおい町名田庄下6-1 あっとほ～むいきいき館内	0770-67-2318
若狭町	若狭町市場18-18 パレア若狭内	0770-62-9005

従業員として働いているが、臨時休校などで仕事を休まなければならず、生活資金に困っています

〔勤労者ライフプラン貸付資金（新型コロナウイルス対策分）（県）〕

臨時休校など子どもの世話のために、仕事を休まれた従業員に対して、生活資金をお貸します。

支援の対象者

次の全てにあてはまる方（所得制限はありません）

- (1) 福井県内に住んでいる
- (2) 1年以上同じ事業所で働いている
- (3) 県税をすべて納税している
- (4) 令和2年3月2日から6月30日までの間に、①または②の子どもの世話のため、休暇を取ったり、休みを取れずに欠勤せざるを得なかった方

①臨時休校の小学校などに通う子ども

〔小学校、幼稚園、保育所など。障がいのある子どもは、中学校、高等学校、各種学校なども含みます。〕

②新型コロナウイルスに感染したなど、小学校等を休むことが必要な子ども

支援の内容

使いみち	生活資金
貸付限度額	100万円
貸付期間	5年以内
貸付利率	1.1%（他に保証料0.6%も必要です）
償還方法	毎月、決まった金額を返済（元利均等月賦償還）
据置期間	休暇や欠勤の間（最長1年6カ月）は、利子のみ返済
保証人	連帯保証人と信用保証機関の保証の両方が必要です。 信用保証機関の保証の手続きは、お金を借りるときに金融機関がお手伝いします。

申込金融機関

北陸労働金庫 県内各支店

手続きの方法

- 手順1 お近くの北陸労働金庫支店に相談し、申請書類様式を入手
- 手順2 必要書類等を準備
例) 運転免許証、健康保険証、臨時休校のお知らせなど
- 手順3 記入した申請書類等と必要書類等を北陸労働金庫支店に提出
〔申請期限：令和2年8月31日〕
- 手順4 北陸労働金庫が審査・決定し、指定口座に振込

【制度に関するお問合せ】

福井県 労働政策課 労働環境グループ 電話番号 0776-20-0389

【手続きに関するお問合せ・申請先】

北陸労働金庫 県内各支店へお問い合わせください。
お近くの支店がわからない場合は、北陸労働金庫福井支店（0776-22-5678）にご確認ください。

海外でのビジネスに関して、現地の情報が知りたい

JETRO（日本貿易振興機構）では、企業の海外ビジネスを支援するため、新型コロナウイルス感染症の影響等に関する情報提供を行っているほか、「新型コロナウイルス関連相談窓口」を設置しています。

県の相談窓口「ふくいグローバルビジネスプラザ」でも、県内企業向けの相談対応を行っています。また、上海およびバンコクのビジネスサポートセンターとともに、法律や税制に関する無料相談などのサービスを提供しています。

○JETROの相談窓口

- ①各国の制度・規制情報の提供
海外展開に必要な投資制度や輸入規制などを国別にご覧いただけます。
- ②ビジネス短信や地域・分析レポートの発信
ビジネス短信では、世界主要国・地域の政治・経済に関する制度、統計、市場動向などを紹介。世界各地の感染症関連情報をご確認いただけます。
地域・分析レポートで掘り下げた情報を発信しています。
- ③新型コロナウイルス関連相談窓口 の開設
感染症の影響を受けている中小企業等に対する相談窓口です。
- ④各種イベント・サービスの案内
セミナーなどのイベントや支援プログラム、ご利用いただけるサービスをご案内しています。

【お問合せ先】

JETRO福井

平日 9時～12時 / 13時～17時（土日祝日除く）

☎0776-33-1661

JETRO 新型コロナウイルス関連相談窓口

平日 9時～12時 / 13時～17時（土日祝日除く）

☎03-3582-5651

○県（ふくいグローバルビジネスプラザ）の相談窓口

- ・海外ビジネスや貿易実務経験を有する専門員が、海外への販路開拓や拠点の設置・運営等に関し、県内企業の皆様からの相談に対応します。
- ・新型コロナウイルス対策として、海外の新規取引先や商談相手先企業の信用調査を、無料で実施しています（詳細は、32ページをご覧ください）

【お問合せ先】

ふくいグローバルビジネスプラザ

平日 9時～12時 / 13時～17時（土日祝日除く）

☎0776-89-1140

輸出入が遅れた場合の手続きを知りたい

新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれることから、新たな特例措置も含め、貿易管理上の注意事項等をまとめました。

輸入関連

輸入承認証の有効期間が過ぎるおそれのある場合
→有効期間の延長を申請することが可能です。【外為法】

関税割当証明書の有効期間が過ぎるおそれのある場合
→有効期間を期間満了日の翌日から30日を超えない範囲で延長申請が可能です。
【関税暫定措置法等】

輸出関連

輸出許可証又は輸出承認証の有効期間が過ぎるおそれのある場合
→有効期間の延長を申請することが可能です。【外為法】

輸出許可証に付された条件の履行を期限までに行えない場合
→令和2年6月30日までに履行期限が到来するものについては、一律、令和2年6月30日まで履行期限を延長します。【外為法】

※なお、輸出入ともに、各国政府機関等により、ワシントン条約に基づき発行された輸出許可証等、ダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき発行されたキンバリー・プロセス証明書又は日本商工会議所により発行された特定原産地証明書等については、延長はできませんので、ご注意ください。

申請手続き等

〔押印の取扱い〕

輸出許可証、輸出承認証、輸入承認証の内容変更、有効期間の延長に係る申請において、押印が難しい場合は、「理由書（様式自由）」の提出をもって、押印を不要とします。

【外為法】

〔申請方法等〕

申請・受領は、郵送・電子申請のみ可能です。
問い合わせ・相談等は、原則、電話またはメールでご連絡ください。

【お問合せ先】

近畿経済産業局 通商部通商課 ☎06-6966-6034

Email: kinki-tsusho@meti.go.jp

制度の詳細は経済産業省のホームページからご確認いただけます。
(右のQRコード)



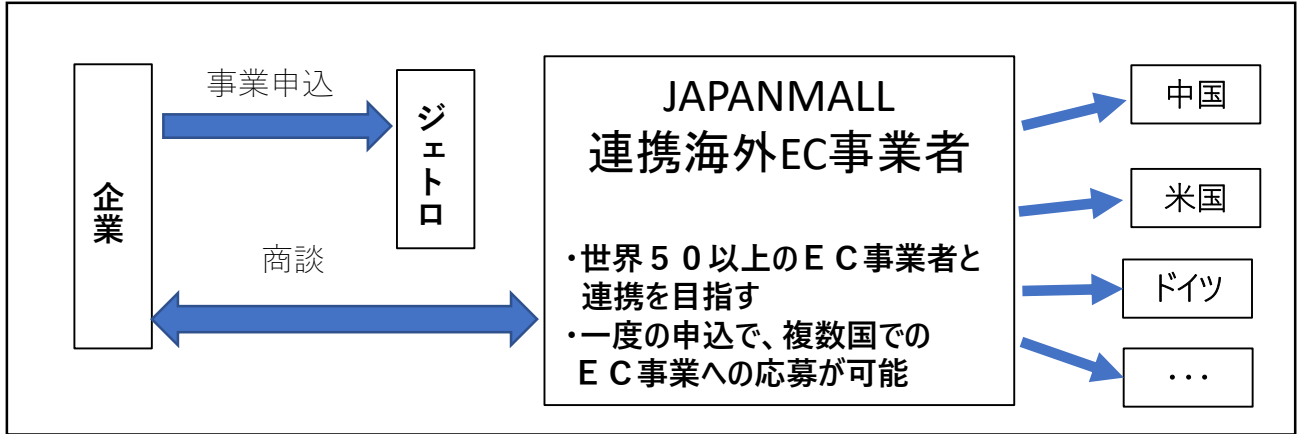
海外への販路開拓のため、越境 E C で海外に商品を販売したい

[JAPANMALL事業 (ジェトロ)]

新型コロナウイルスの影響により、海外に渡航しての商談や営業が困難になっているため、ジェトロでは、海外主要 E C サイトを通じた海外への販路拡大を支援しています。

※中国向け越境 E C 「福井館」については、30 ページをご覧ください。

● JAPANMALL 事業



支援の対象者

日本企業および海外進出日系企業

支援の内容

海外 E C 事業者の E C サイトおよび一部実店舗で、申込商品を販売します。

※海外 E C 事業者またはそのサプライヤーが、原則商品を買取ります。

※参加費は無料です。(別途サンプル費及び送料が発生する可能性があります)

手続きの方法

- 手順1 ジェトロのホームページに掲載されている募集要項を確認し、申込手続きを行ってください。
https://www.jetro.go.jp/services/japan_mall.html
- 手順2 登録いただいた商品情報を元に、バイヤーが商品を選定します。
- 手順3 選定された企業に対し、商談のご案内や日本国内指定場所までのサンプルの送付を依頼します。価格や輸出入にかかる調整、ラベル貼りなどの各種条件は、必ずご確認ください。
- 手順4 成約した場合、EC事業者もしくはその指定商社等の指示に従い納品、成約した商品が当該国に輸出され、各EC事業者が設定するプロモーション期間に合わせて販売されます。

【お問合せ先】

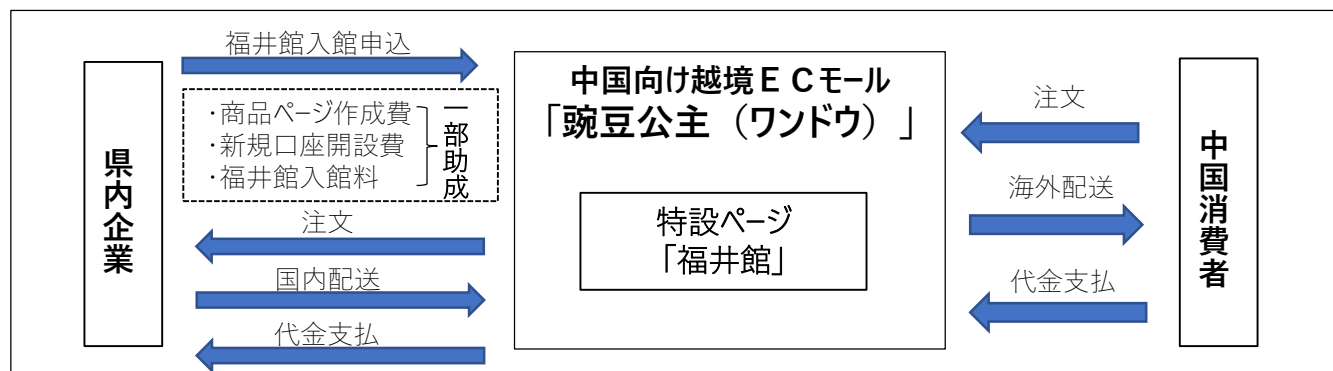
ジェトロ デジタル貿易・新産業部 EC・流通ビジネス課

TEL 03-3582-5227 Email DNB@jetro.go.jp

HP https://www.jetro.go.jp/services/japan_mall.html

海外への販路開拓のため、中国向けにインターネット販売を行いたい 〔中小企業経営活動緊急支援事業（県）〕

新型コロナウイルスの影響により、海外に渡航しての商談や営業が困難になっています。
中国向け越境 E C モールの特設ページ「福井館」を活用するための費用を支援しますので、日本から直接、中国の消費者に販売可能な越境 E C をご活用ください。



支援の対象者

令和 2 年 4 月 1 日～ 9 月 3 0 日までに、福井館に入館申込をした県内企業

支援の内容

①商品ページ作成費 半額助成

- ・全カテゴリ（ファッション除く） 1万円／SKU → 5千円／SKU（5SKUまで）
 - ・ファッション 3万円／SPU → 1.5万円／SPU（2SPUまで）
- ※「SKU」「SPU」はそれぞれ品数の単位です。

②新規口座開設費

- ・通常5万円 → 無料

③福井館入館料

- ・出品数1～5品目 5千円／月 → 最大6か月間無料
- ・出品数5品目超 1万円／月 → 最大6か月間無料

手続きの方法

- 手順 1 下記お問合わせ先にご連絡ください。
- 手順 2 販売を希望する商品の内容を確認させていただいた上で、「豌豆公主」を運営するInagora株式会社との商談をセッティングします。
- 手順 3 商談が成立すれば、福井館入館申込書をご提出いただくことで、上記の支援が受けられます。

【お問合せ先】

福井県国際経済課 海外展開グループ ☎0776-20-0366

または

株式会社福井銀行 コンサルティンググループ 海外支援チーム ☎0776-50-7519

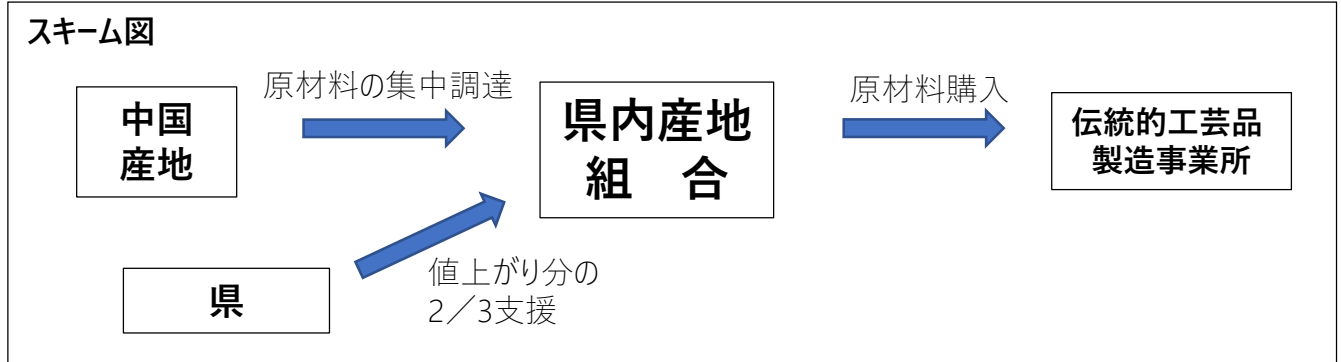
詳細は国際経済課のホームページからご確認いただけます。

（越境 E C 福井館で検索）

伝統的工芸品の原材料価格が高騰して困っています

〔伝統工芸原材料確保支援事業（県）〕

伝統的工芸品を作る上で欠かせない中国からの輸入原材料が高騰した場合に備え、緊急の需要に対応する分についての調達経費を支援します



支援の対象者

産地組合

（越前漆器協同組合、若狭漆器協同組合、福井県和紙工業協同組合）

支援の内容

補助対象：新型コロナウイルス感染症流行前の価格から10%を超え値上がりした原材料（漆・こうぞ・みつまた）の価格上昇分

補助率：2/3

手続きの方法

- 手順1 申請書に必要な事項を記載し、県担当課まで提出
- 手順2 県担当課が確認後、交付決定を通知
- 手順3 事業実施（原材料の調達）
- 手順4 実績報告※
- 手順5 県担当課が実績報告書等を確認し、補助金を交付

※事業終了後、実績報告書の提出が必要です

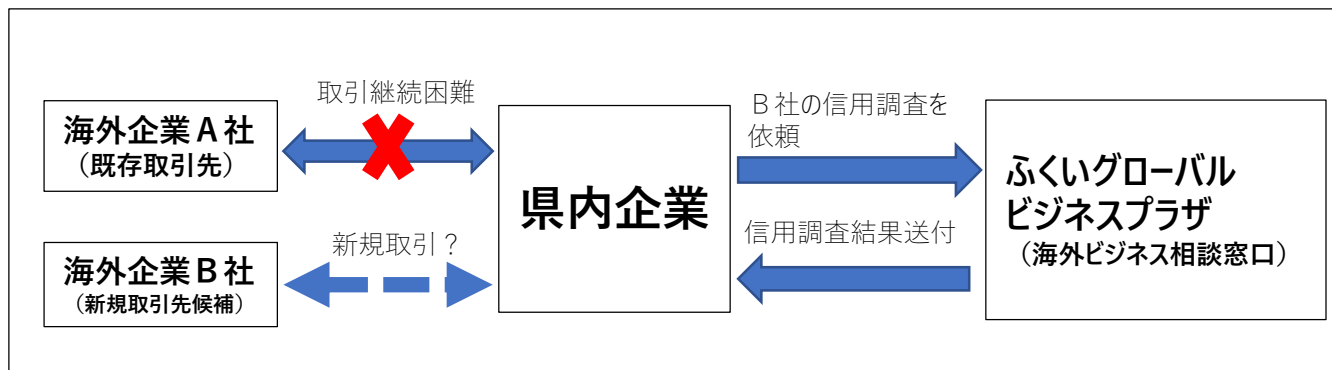
【お問合せ先】

福井県産業技術課伝統工芸室 ☎0776-20-0377

新たに取り引する海外企業が信用できるか心配です

〔海外企業の信用調査（県）〕

新型コロナウイルスの影響により、従来の海外取引先との取引継続が困難な場合、または、リスク軽減のために新規取引先を開拓しようとする場合、海外の新規取引先や商談相手先企業の信用調査を、県が無料で実施します。



支援の対象者

海外の企業と新たに取り引を開始しようとする、あるいは商談を進めようとする県内企業

支援の内容

海外の新規取引先や商談先企業の信用調査を無料で実施します。

これまでアジア中心だった調査対象地域を全世界に拡大しています。

※ 1 企業あたりの回数（件数）に制限があります

手続きの方法

下記「ふくいグローバルビジネスプラザ」まで、お問い合わせください。

【お問合せ先】

県内企業の海外ビジネス相談窓口「ふくいグローバルビジネスプラザ」

☎0776-89-1140

外国人労働者等の入国、帰国が困難な場合、在留資格の取扱いに 配慮してほしい

〔出入国管理制度（国）〕

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国において、外国人の在留資格の取扱いを変更しています。

「在留資格認定証明書」の有効期間延長

日本に入国できない場合、「在留資格認定証明書」の有効期間について、通常は「3か月間」有効のところ、当面の間、「6か月間」有効なものとしています。この変更により、在留資格認定証明書に記載の日から6か月が過ぎるまで、ビザや上陸の申請に使うことができますようになります。

※在留資格認定証明書は、外国人が日本で行おうとする活動（就労など）について、地方出入国在留管理局が事前に審査し、条件に適合すると認められる場合に交付されるものです。証明書の提示により、ビザの審査は迅速に行われます。

※3か月以上過ぎてから在留資格認定証明書を使う場合は、企業などが、「予定通りの活動ができること」を記載した書類を出す必要があります。

（参考）法務省HP

在留資格認定証明書の有効期間について
<http://www.moj.go.jp/content/001316712.pdf>



技能実習生の在留資格変更手続き

- ・本国への帰国が困難な場合、「短期滞在(30日・就労不可)」又は「特定活動(30日・就労可)」への在留資格変更が可能です。
- ・試験の取りやめなどで、技能実習の次の段階(2号又は3号)へ移行できない場合、「特定活動(4か月・就労可)」への在留資格変更が可能です。
- ・技能実習2号を修了後、特定技能1号への移行に時間がかかる場合、「特定活動(4か月・就労可)」への在留資格変更が可能です。

（参考）法務省HP

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00026.html



技能実習生に係る新型コロナウイルス感染症への対応について
<http://www.moj.go.jp/content/001316780.pdf>



【お問合せ先】

名古屋出入国在留管理局福井出張所（または最寄りの地方出入国在留管理官署）

電話：0776-28-2101 FAX：0776-28-2144

〒910-0019福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎14階

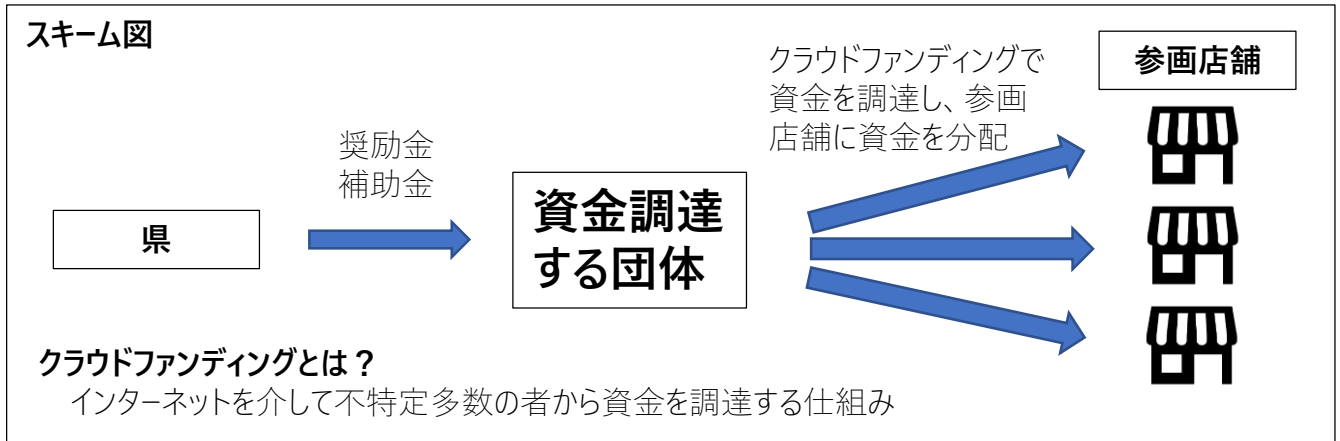
最寄りの出入国在留管理官署は以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。

<http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html>



クラウドファンディングで資金を集める場合に支援してほしい 〔クラウドファンディングを活用した事業継続応援プロジェクト補助金（県）〕

県は、クラウドファンディングを活用して資金調達し、県内で宿泊・飲食業、小売業、サービス業を営む事業者に分配し、厳しい経営環境の緩和を図ろうとしている団体を応援します。



支援の対象者

県内事業者10者以上に対する資金調達を目的としたクラウドファンディング事業を実施する
県内中小企業者、団体（任意団体を含む）等

※資金調達の支援先：宿泊・飲食業、小売業、サービス業等を営む県内事業者

支援の内容

奨励金：クラウドファンディングにより調達した資金の30%以内
（1団体あたり上限300万円）

補助金：クラウドファンディング仲介事業者に支払う手数料
（1団体あたり上限50万円）

事業期間：令和2年4月下旬～令和3年3月31日

手続きの方法

県創業・経営課のホームページから申請様式をダウンロードし、必要書類を添付の上、同課まで提出ください。

（必要書類）

- ・交付申請書（様式1）
- ・事業計画書（様式1の別紙1）
- ・収支予算書（様式1の別紙2）
- ・県税の納税についての同意書（様式1の別紙3）
- ・誓約書（様式1の別紙4）
- ・クラウドファンディング仲介事業者の審査を通過していることを確認できる書類

【お問合せ先】

福井県創業・経営課創業・ITグループ ☎0776-20-0537

補助金の詳細は創業・経営課のホームページからご確認いただけます。

（「福井県創業経営課」で検索）

部品や材料の調達ができなくて困っています

〔新規取引先開拓支援補助金（県）〕

新型コロナウイルス感染症対策として、中国に替わる新たな調達先を開拓するための海外における事業活動を支援します

支援の対象者

中小企業（製造業）

支援の内容

補助対象：調達先企業・工場の確認や商談等のための旅費、現地宿泊費、現地での通訳料を補助

補助率：県1／2

手続きの方法

- 手順1 申請書等を以下ホームページより入手、必要な事項を記載し、県担当課まで提出
URL：<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/chisangi/seizo/covid-19-02.html>
- 手順2 県担当課が確認後、審査結果を事業者へ通知
- 手順3 交付申請書を作成し、県担当課へ提出
- 手順4 県担当課が確認後、交付決定を通知
- 手順5 事業実施（調達先の確保）
- 手順6 実績報告※
- 手順7 県担当課が実績報告書等を確認し、補助金を交付

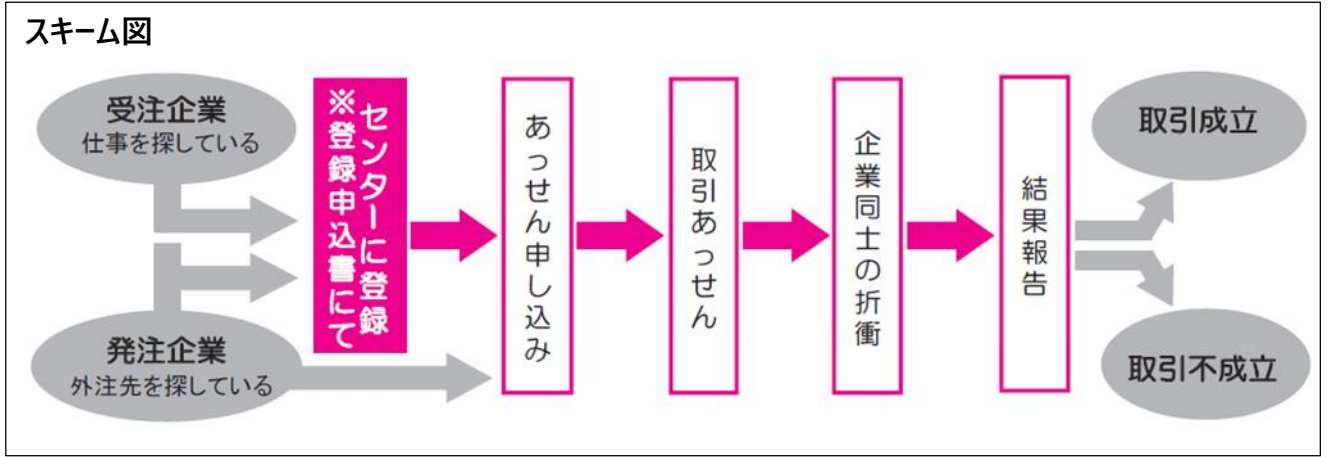
※事業終了後、実績報告書の提出が必要です

【お問合せ先】

福井県産業技術課工業・繊維グループ ☎0776-20-0370

海外や県外の取引を見直し、県内で部品の調達や加工先を探したい 〔中小企業取引情報提供事業（県）〕

県とふくい産業支援センターにおいて、専門の取引相談員を配置し、県内での部品の調達や加工先を探している発注企業と県内の優れた技術等をもつ受注企業との取引マッチングをしています。



支援の対象者

県内で部品の調達や加工先を探している発注企業 等

支援の内容

専門の取引相談員による県内受注企業とのマッチング

※公益財団法人ふくい産業支援センターに登録されている県内受注企業160社
(平成31年4月現在)の技術や保有設備などの情報を以下から閲覧できます。

<https://www.fisc.jp/hanro-web/>

手続きの方法

- 手順1 ふくい産業支援センターに登録申し込み
- 手順2 専門の取引相談員が取引をあっせん

【お問合せ先】

公益財団法人ふくい産業支援センター販路・資金支援部
福井県産業労働部創業・経営課

☎0776-67-7407

☎0776-20-0367

北陸新幹線県内開業に向けて、店舗改装や土産品開発の支援がほしい

〔おもてなし産業魅力向上支援事業補助金（県）〕

北陸新幹線の県内開業により、国外・県外から多くの観光客が本県を訪れます。新型コロナウイルス感染症の収束後の消費喚起対策とあわせ、新幹線開業も見据え、観光客を受け入れるための店舗改装・設備導入、土産品開発を支援します。



支援の対象者

■店舗改装・設備導入

主に観光客に向けて商品やサービスを提供する県内の中小企業者や個人事業者の方（創業から1年以上を経過している方に限ります）

■土産品開発

次の①または②に該当する県内の中小企業者や個人事業者の方

- ①県内の工場で製造する製造業者
- ②卸売業者または小売業者（①の事業者に製造委託する方に限ります）

支援の内容

■店舗改装・設備導入

事業用建物の増築・改築、設備導入等に必要な経費の2/3（上限額300万円）

■土産品開発（2年計画も可能）

新商品開発とその販路開拓に必要な経費の2/3（上限額250万円）

※受付期間：令和2年5月上旬～6月中旬（予定）

手続きの方法

- 手順1 事業計画書をふくい産業支援センターホームページから入手
- 手順2 商工会・商工会議所に相談し、計画書作成のサポートを受ける、証明書等も準備・県税の納税証明書（県税事務所、嶺南振興局）
- 手順3 事業計画書、証明書等をふくい産業支援センターに郵送または持参
- 手順4 審査委員会（7月中旬を予定）により採択者を決定
- 手順5 交付申請書をふくい産業支援センターホームページから入手し、必要事項を記載して、ふくい産業支援センターに送付
- 手順6 事業完了後10日以内に実績報告書をふくい産業支援センターに提出

【お問合せ先】

福井県産業政策課商業・サービス業グループ ☎0776-20-0369

ふくい産業支援センター販路・資金支援部 ☎0776-67-7406

制度の詳細はふくい産業支援センターのホームページからご確認ください。

（「おもてなし補助金 福井県」で検索）

設備投資や販路開拓などの取組みを支援してほしい

〔既存補助金の優先採択（県）〕

新型コロナウイルス感染症により経営面の影響を受け、現在の取引先や販売ルート等に支障が出ている事業者に対して、設備投資や販路開拓等に取り組む場合、優先的に支援します。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者の方は、以下の補助金の採択において、配慮をします。

①おもてなし産業魅力向上支援事業 [再掲]

県内中小企業を対象として、観光客を受け入れるための店舗改装・設備導入、土産品開発を支援します。

【補助対象】 県内中小企業者

【補助率等】 店舗改装・設備導入等 2 / 3、上限300万円
土産品開発 2 / 3、上限250万円

②ふるさと企業経営承継円滑化事業（事業改善型）

県内中小企業を対象として、事業承継に向けた経営改善につながる店舗改装、設備導入を支援します。

【補助対象】 経営者が60歳以上の県内中小企業（助成後3年以内の承継が条件）

【補助率等】 店舗改装、設備導入等 2 / 3、上限300万円

③ふくいの老舗逸品承継発展事業

地域住民から長く親しまれる老舗企業の維持発展のため、後継者等の新たなチャレンジを支援します。

【補助対象】 創業50年以上の県内小規模事業者

（20～40歳台の経営者または後継者が取り組む事業が対象）

【補助率等】 店舗改装、設備導入、新商品開発等 2 / 3、上限300万円

（※）今年度の上記補助金の募集については、5月上旬からを予定しています。

【お問合せ先】

①おもてなし産業魅力向上支援事業

福井県産業政策課商業・サービス業グループ ☎0776-20-0369

ふくい産業支援センター販路・資金支援部 ☎0776-67-7406

制度の詳細はふくい産業支援センターのホームページからご確認ください。

②ふるさと企業経営承継円滑化事業（事業改善型）

③ふくいの老舗逸品承継発展事業

福井県創業・経営課小規模企業グループ ☎0776-20-0367

ふくい産業支援センター販路・資金支援部 ☎0776-67-7406

制度の詳細はふくい産業支援センターのホームページからご確認ください。

今後の災害等に備えて、事業継続のための計画を策定したい

〔企業連携地域防災力向上事業（県）〕

自然災害をはじめ感染症の拡大など企業を取り巻くさまざまなリスクの拡大に対応するため、県内企業の事業継続力計画（BCP）の策定を支援します。

支援の対象者

事業継続力計画（BCP）を策定予定または策定した県内中小企業

支援の内容

- ・BCP基礎セミナーの開催
- ・BCP策定ワークショップの開催
- ・BCP対策支援資金（制度融資）

融資限度額	1. 5億円
融資期間	設備15年以内、運転7年以内
融資利率	1. 00%以下（10年以内） 1. 40%以下（10年超）
保証料補給	1/2 （国による事業継続力計画の認定を受けた中小企業者）
利子補給	1/2 （上記のうち、突発的な災害により被災した中小企業者）

【お問合せ先】

福井県産業労働部創業・経営課 ☎0776-20-0367